

第 1 7 回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 1 1 月 2 1 日 (木) 午後 3 時～午後 3 時 31 分

2. 開催場所 中央公民館 3 階 大会議室

3. 出席委員 (1 4 名)

1	山 本 伸 男	2	山 本 弥 須 弘	3	篠 崎 英 明	4	渡 邊 康 志
5	中 本 誉	6	兵 頭 正 男	7	那 須 健 一	8	山 田 耕 二
9	清 家 壽 秋	1 0	山 下 展 輝	1 1	浅 野 剛 志	1 2	毛 利 久 志
1 3	兵 頭 知 幸	1 4	谷 口 雄 記				

4. 欠席委員 (0 名)

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議案第 6 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 6 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画 (案) の決定について

日程第 4 議案第 6 7 号 鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥 藤 幸 利	次長	丸 山 貴 広	主事	水 代 康 成
----	---------	----	---------	----	---------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は14名であります。田中推進委員、善家推進委員から欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第17回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に3番 しのざき 篠崎 ひであき 英明 委員、6番 ひょうどう 兵頭 まさお 正男 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 わたなべやすし 渡邊康志委員より説明願います。
渡 邊 委 員	議席番号4番 渡邊です。 議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第65号 順位1番 説明】
渡 邊 委 員	11月15日に譲渡人、譲受人、杉本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第65号 順位1番 説明】
渡 邊 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位 2 番について、 ^{わたなべやすし} 渡邊康志委員より説明願います。
渡 邊 委 員	議席番号 4 番 渡邊です。 議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 5 号 順位 2 番 説明】
渡 邊 委 員	1 1 月 1 5 日に譲渡人、杉本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 5 号 順位 2 番 説明】
渡 邊 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位 3 番について、 ^{やましたのぶてる} 山下展輝委員より説明願います。
山 下 委 員	議席番号 1 0 番 山下です。 議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 5 号 順位 3 番 説明】
山 下 委 員	1 1 月 1 5 日に譲渡人の代理人、譲受人、岡本推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 5 号 順位 3 番 説明】
山 下 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位 4 番について、篠崎英明 ^{しのざきひであき} 委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号 3 番 篠崎です。 議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 5 号 順位 4 番 説明】
篠 崎 委 員	1 1 月 1 5 日に譲受人、事務局 2 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。橋本推進委員については、後日確認して頂きました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 5 号 順位 4 番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位 5 番について、兵頭知幸 ^{ひょうどうともゆき} 委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号 1 3 番 兵頭です。 議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番について説明をします。

	【議案書に基づき、議案第 6 5 号 順位 5 番 説明】
兵 頭 委 員	1 1 月 1 5 日に譲受人、出口推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。
	【調査書に基づき、議案第 6 5 号 順位 5 番 説明】
兵 頭 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 3 議案第 6 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 6 6 号 順位 1 番から 8 番まで説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 8 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 から 8 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 8 番は原案のとおり決定させていただきます。

議 長	日程第 4 議案第 6 7 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題とします。事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第 6 7 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より同計画の変更について意見を求められたものであります。
議 長	順位 1 位について那須健一 ^{な す けんいち} 委員より説明願います。
那 須 委 員	議席番号 7 番 那須です。 議案第 6 7 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位 1 番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 7 号 順位 1 番 説明】
那 須 委 員	1 1 月 2 0 日に申請人代理人、芝推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 7 号 順位 1 番 説明】
那 須 委 員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、那須委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
芝 委 員	はい。
議 長	はい。芝推進委員。
芝 委 員	私も昨日初めてこの書類を渡されて、よく見る時間がなかったので今朝ちょっと確認していたら、変更理由の中に農振法第 13 条第 2 項に基づく 5 要件をすべて満たしていると表現されていますけど、前回の研修の時に確認したところ 6 要件だったと思うのですがそれはどうなのですか。これは 6 要件の間違いなのでは。
事 務 局	いいですか。
議 長	はい。事務局。
事 務 局	鬼北町では現在、また後でアンケートの説明もしますが地域計画の策定に伴ってそれが入ってきて 6 要件ということで、現在の時点では 5 要件ということになります。
議 長	いいですか。

芝 委 員	はい。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 7 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位 1 番は支障のないものとして回答することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 7 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位 1 番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 1 7 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	3 番
	6 番